

令和 7 年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：畜産局飼料課流通飼料対策室

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> 飼料用脱脂粉乳 <制度名> 関税割当制度								
改正要望の内容		<改正を要する法令及び条項> 関税暫定措置法第 2 条第 1 項 <具体的な内容> 「令和 7 年 3 月 31 日まで」とされているものを 1 年間延長する。								
税 番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税 率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
0402. 10	216	学校給食用以外の脱脂粉乳に係る共通限度数量以内のもの (飼料用のもの) (脂肪分 $\leq$ 1.5%)	466 円/kg	無税 (TQ)		466 円/kg	無税 (TQ)		無税	
0402. 21	216	学校給食用以外の脱脂粉乳に係る共通限度数量以内のもの (飼料用のもの) (1.5% $<$ 脂肪分 $\leq$ 5%)	500 円/kg	無税 (TQ)		500 円/kg	無税 (TQ)		無税	
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		<施行期日> 令和 7 年 4 月 1 日 <適用期間> 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		① 現状 ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき、平成 7 年度から脱脂粉乳等に係る輸入制限措置を全て関税化し、関税相当量（TE）を設定した。ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施期間は 2000 年度（平成 12 年度）で終了したが、WTO 協定上、実施期間の最終年と同様のアクセス機会を維持する必要があるため、暫定税率の単純延長が行われている。 我が国の畜産物の生産コストに占める飼料費の割合は約 4～7 割と高い割合を占めている。これまで、家畜用の代用乳等の原料となる飼料用脱脂粉乳については、多くを輸入に依存してきた。 このため、一定数量の範囲内で無税を適用することにより畜産農家等に対して安価な飼料原料を供給し、安価な飼料を提供可能にする一方、この輸入数量を超える分には高税率を（枠外税率）を適用するとともに、副原料等の混入による食用への流用防止措置を講じることにより、食用向けに脱脂粉乳を生産する国内生産者を保護し、国内需給の安定を図っている。								

	② 問題点 仮に本制度が継続されない場合は、畜産物生産コストの中で大きな割合を占める飼料費の低減に悪影響が生じ、今後の国内畜産業の維持、発展や競争力の強化を阻害することになる。																								
改正の必要性と目的達成の見通し	① 改正の方向性 畜産業の競争力を高めるためには、一定の輸入数量の枠内に限り需要者に安価な輸入品を供給し、飼料コストの低減を図る一方で、この輸入数量の枠を超える分には高税率（枠外税率）を適用することにより、国内の生産者を保護し、国内需給の安定を図るための措置が必要である。また、ウルグアイ・ラウンド農業合意の履行のため、実施期間の最終年と同様のアクセス機会を維持する必要があることから、引き続き本措置を維持する必要がある。 ② 改正目的達成予定時期 ウルグアイ・ラウンド農業合意の履行が必要なくなり、国産の脱脂粉乳が、飼料用原料として十分な国際競争力を確保する時点まで本制度を維持する必要がある。																								
改正の効果と妥当性	① 改正によって期待される効果 令和 5 年度関税割当枠の消化率の実績は約 12%。当該制度により、396 円/kg 又は 425 円/kg の関税が免除されることになり、飼料用ホエイとあわせて、畜産経営者に対する低廉な子畜用飼料の供給が見込まれる。 【令和 5 年度における適用実績（「減税額」は試算値）】 ・ 関税割当を受けた者の数：3 者 ・ 0402. 10. 216 輸入実績：7, 588. 875 トン、2, 668, 819 千円（貿易統計による） 減税額 ：7, 588. 875 トン×（396 円/kg－0 円）＝3, 005, 195 千円 ・ 0402. 21. 216 実績なし （参考）効果を判断するための定量的指標 当該品目の消化率 <table><tr><th>年度</th><th>政令数量（トン）</th><th>通関数量（トン）</th><th>消化率（%）</th></tr><tr><td>R1</td><td>73, 822</td><td>31, 587</td><td>42. 8</td></tr><tr><td>R2</td><td>74, 111</td><td>23, 934</td><td>32. 3</td></tr><tr><td>R3</td><td>73, 753</td><td>17, 218</td><td>23. 3</td></tr><tr><td>R4</td><td>74, 394</td><td>11, 404</td><td>15. 3</td></tr><tr><td>R5</td><td>74, 326</td><td>9, 207</td><td>12. 4</td></tr></table> ② 改正によって生じうる影響 — ③ 改正の妥当性	年度	政令数量（トン）	通関数量（トン）	消化率（%）	R1	73, 822	31, 587	42. 8	R2	74, 111	23, 934	32. 3	R3	73, 753	17, 218	23. 3	R4	74, 394	11, 404	15. 3	R5	74, 326	9, 207	12. 4
年度	政令数量（トン）	通関数量（トン）	消化率（%）																						
R1	73, 822	31, 587	42. 8																						
R2	74, 111	23, 934	32. 3																						
R3	73, 753	17, 218	23. 3																						
R4	74, 394	11, 404	15. 3																						
R5	74, 326	9, 207	12. 4																						

	飼料用脱脂粉乳については、副原料等の混入による横流れ防止措置により、合理的に飼料用以外への転用を防止しており、現行制度の延長は適正である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 — ② 当該政策評価の結果と改正の関係 — ③ 政府方針と改正の関係 農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）においては、国は農業者による農業の競争力強化の取組を支援するため、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策を策定及び実施することとしており、本改正は、その施策目的にも合致するものである。 ④ 関連措置 ○畜産クラスター 畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の外部支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）が連携し、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組。本制度によって、生産費の中で大きな割合（4～7割）を占める飼料費の低減を図ることで競争力強化及び収益性向上の一端を担っており、畜産クラスターの側面支援の役割を果たしている。 ○農業競争力強化支援法 農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、農業の構造改革と併せて、「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」の実現を図ることが重要であり、本法律により、国が講ずべき施策等を定めるとともに、農業資材事業及び農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずることによって、農業の競争力の強化を図る。

○ 改正経緯

これまでの改正状況	当該品目に関する関税割当制度は、平成 7 年度に導入されて以降、現在まで延長されている。
措置による効果	「改正によって期待される効果」のとおり飼料費の低減が図られることにより、畜産振興を通じた地域経済の維持・発展及び畜産物の安定供給を通じた国民生活の安定に寄与。